

令和7年度筑波大学特別支援教育連携推進グループ

現職教員研修実施要項

筑波大学附属学校教育局教育長

1 目的

筑波大学では、特別支援学校および特別支援学級等教員の資質の向上に貢献することを目指し、特別支援教育における指導法の専門的知識と実践力に優れた教員の養成を目的として本研修を実施する。

本研修は、附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校（知的障害）、附属桐が丘特別支援学校（肢体不自由）、附属久里浜特別支援学校（知的障害を伴う自閉症）、および筑波大学人間系障害科学域等が連携して行う研修プログラムである。

2 研修コースおよび研修内容

専門性向上研修と指導力向上研修の二つのコースがある。

＜専門性向上研修＞ 障害種毎の専門性の向上を図る。

①附属特別支援学校5校を活用した実践的研修

- ・学校参観、長期実践実習（3～6か月程度、複数校可）
- ・実態把握、指導法に関する演習
- ・自主テーマによる研修、研究

②筑波大学の講座および講義等の受講（任意）

- ・公開講座受講、免許法認定公開講座受講

＜指導力向上研修＞ 特別支援教育の総合的な指導力を高める。

①附属特別支援学校5校を活用した実践的研修

- ・学校参観、短期実践実習（2～6週間程度）
- ・実態把握、指導法に関する演習

②特別支援教育に関する講義

3 応募資格

特別支援学校、幼稚園・小学校・中学校・高等学校、教育委員会および教育センター等において一定の教職経験を持ち、障害のある児童生徒の教育を担当し、特別支援教育に携わっている教員で、任命権者（都道府県教育委員会教育長等）の推薦を得た者。

（＊寄宿舎指導員も可とする。）

4 募集人員

10名程度

5 研修期間等

	研修期間	開始時期
専門性向上研修	1年・6か月	令和7年4月
指導力向上研修	3か月・1か月	具体的な実習期間については相談の上、決定

* 1か月は、5週間（土日、祝日を含む31日間）以内とする。

*長期休業中のみのプログラムは用意していない。

6 研修費

研修費は、1人につき、1か月当たり1万円とする。

7 受入れ方法

特別支援教育連携推進グループで研修生として受け入れ、附属学校との連絡・調整、研修全体の相談や助言を行う。

8 研修生の推薦手続き

(1) 次の者を推薦者とする。

ア 国立大学法人の附属学校の教員については、当該国立大学法人の学長とする。

イ 公立学校教員、教育委員会および教育センター等の教員については、当該の都道府県または政令指定都市、中核市の教育委員会教育長とする。

ウ 私立学校、及び海外の学校等に在職する教員については、所属長等の推薦を得た上で筑波大学附属学校教育局教育長が認めたものを推薦者とする。

(2) 推薦者は、候補者を選定し、申請書(様式1)に派遣しようとする者の推薦書(様式2)、研修希望調査書(様式3)および略歴書(様式4)を添えて、筑波大学附属学校教育局教育長宛に推薦する。

(3) 上記様式1から4の送付先は、特別支援教育連携推進グループとする。

送付先：〒112-0012

東京都文京区大塚3-29-1

筑波大学特別支援教育連携推進グループ 研修担当

注)「令和7年度現職教員研修生応募書類在中」と朱書きのこと。

(4) 提出期限は、令和6年12月2日(月)までとする。(必着)

9 研修生の決定

推薦のあった者について、審査の上、その結果を推薦者に通知する。

10 研修の中止手続き

推薦者は、研修の実施に先立って研修を取りやめる場合、または研修期間中に研修を中止もしくは中断する場合には、その理由を書面にて筑波大学附属学校教育局教育長に届け出て承認を得るものとする。

11 研修成果の発表および報告書の提出

研修生は、研修修了時に研修成果報告会において研修成果を発表し、研修成果報告書を筑波大学附属学校教育局教育長に提出する。

12 修了証書の授与

所定の研修を修了した者には、修了証書を授与する。

13 規則等の遵守

研修生は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

14 その他

(1) この要項に定めるもののほか、研修生に関して必要な事項は別に定める。

(2) 科目等履修生または免許法認定公開講座の受講生として単位の認定を受けようとする場合には、別途、受講料等が必要となる。

(3) 交通費や滞在費等の研修中に必要な経費は、自己負担とする。

申請に必要な各種書類は、下記サイトからダウンロードできます

<https://www.gakko.otsuka.tsukuba.ac.jp/snrc/>

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大等の社会情勢の変化によって、研修の中止、または内容を変更することがある。

附則

この実施要項は、令和6年3月7日に改正し、令和6年4月1日より実施する。